

日中軍事協定の廃棄について

菅野正

一

一九一九年（中華民國八年、大正八年）の五四運動が、中国近現代史上にあって、時代を画する重要な意義を有することに於いては論をまたないであろう。それは一五年の日本の二十一ヶ条要求、世界大戦への中国の参戦・勝利、戦後のヴェルサイユ会議での中国の要求拒絶、という背景の中で発生したものであるが、より直接的には、その前年の一八年五月に、日中間に締結された日中共同防敵軍事協定に対して、帰国在日留学生を中心とした学生や各界が反対運動を展開していたことが、その一つの基盤をつくった。このことについては前稿でふれ、それが五四運動と直接関係のある連続上にあること、五四運動の前奏であることとの意義を論じた。¹⁾日中軍事協定締結が五四運動の舞台を

つくった訳であるが、その際、帰国在日留学生らはその調印拒否を、締結後は廃止を、或いは秘密協定であったものの公表を要求した。もとよりそれらの要求は納れられないまま五四運動に突入した。

小論は、世界大戦も既に終結し、軍事協定の必要性もなくなり、五四運動という反帝・反封建運動の中で、軍事協定の存廃問題が如何なる経過を辿ったかを見ようとするもので、その廃止への過程を素描せんとするのが目的である。

二

膠着状態であった世界大戦も、一九一七年に入ると、急速に変動を見せ始めた。それは春のアメリカの参戦と、ロシアにおける兩次の革命である。

アメリカは参戦後、イギリスをさそい、かねて中立を宣

言していた中国に参戦をよびかけた。両国は、義和団賠償金支払い延期や、関税引上げ等の条件を提示した。国務院総理段祺瑞は参戦に賛成であったが、總統黎元洪らは反対であった。ここに總統府と国務院との対立、所謂「府院の争い」がさらに深まった。張勳の復辟運動失敗のあと、段祺瑞は八月十四日、对ドイツ・オーストリア宣戦布告へともっていった。

中国は参戦によって、既に参戦していた日本と、形式上、ドイツ・オーストリアという共通の敵をもつことになった。

一方ロシアでは同年初、所謂十月革命が成功してソヴェト政権が誕生し、ドイツ・オーストリアとの間に休戦条約が成立し、ロシアは連合国側から離脱した。連合国側は東部戦線を失い、危機を迎えた。それとともに、共産勢力の東漸が宣伝され、「シベリア出兵」が準備された。

かかる状況の中で、日本が積極的になって日中軍事協定の締結工作を開始した。軍事協定の名目は、日本、中国にとって共通の敵であるドイツ、オーストリアに対し、軍事的共同行動をとる事であったが、実は、日本はこの軍事協定によって、段政権を軍事的・政治的に援助し、段政権を

通じて、中国における日本の優位を確保せんとし、併せてロシア共産勢力の東漸にも対応せんとするものであった。一八年五月十六日に日中陸軍共同防敵軍事協定が、同十九日に海軍のそれがそれぞれ調印された。西原借款による参戦も組織された。これに対し、帰国在日留学生や各界が、全国的に反対運動を展開した。

一方アメリカの参戦後、不利になっていたドイツは、一八年七月に最後の総攻撃をかけたが、連合国側も九月に総反撃を始め、追いつめられたドイツでは、十一月にキールに水兵暴動が起り、ついでベルリンで革命がおこり皇帝が退位して共和宣言を行い、ついに十一月十一日、コンピエーニュの休戦条約によって、さしもの世界大戦も終結を告げた。

中国は、実質的にはドイツ、オーストリアとは一戦も交えず、戦勝国の一員となった。北京では学校も休校にし、それより十一月いっぱい、北京始め全国各地で、連日の如く戦勝祝賀会が官民あげて行われ、義和団事変時殺害されたドイツ公使ケトラウの記念碑も破壊された。

国民一般は、戦勝を、民主主義の勝利、軍国主義の敗北、公理が強権に勝利した、ととらえ、平和到来によって、中

国の南北停戦、和平統一への気運が高められ、戦勝国として半植民地状況から脱却して、中国の国際的地位の向上が期待されるとした。

安福俱樂部は、段祺瑞を、中国参戦の功労者、最大の英雄として、その榮譽をたたえる会を開いた。しかし、学生たちをその役所へ赴かせ、「督弁万才」を叫ばせようとしたが、学生らは余り参加しなかったという。

大戦が終結すると、軍事協定反対運動の中心団体であった留日学生救国団は、すぐさま、北京政府、広東軍政府、督軍・省長、教育会、商会及び各新聞社に「戦い既に終り、已に防敵の必要なく、中日軍事協定の取消しと、日独開戦当時の日本の青島返還の宣言に従い、青島の返還の要求」を通電した。

また総統府内でも、軍事協約を取消すべし、との議がおこり、手続きやその後の軍事配置につき秘密に検討が始められた。総統府がいち早く対応したのも、反段祺瑞の動きの一貫とみられよう。参戦をめぐって府院の争いをした両者は、軍事協定締結についても一致せず、当時の総統馮国璋、直隸外交部官僚、反段祺瑞勢力は、その責任を段に帰し、段を窮地に追い詰めようとしていたし、また秘密である筈

の軍事協定の内容が漏洩してきたのも、それが総統府筋より出たのは殆んど疑いないとされ、「政府が頗る窮地ニ陥ル可キヲ見越シ國務院当局ニ一泡吹カサントノ魂胆ヨリ出デタル所謂府院反目ノ一徵象」とみられていたし、徐世昌も梁啓超の研究系や南北平和団体によって支持され、南北和平の気運のもと、一八年九月に登場したばかりであった。

翌一九年の一月末からヴェルサイユで始った講和会議に、中国は外交総長陸徵祥を団長に代表団を送ったが、留日学生救国団も、赴欧公訴団を送ることを提議した。教育会、総商会から二名づつ派遣し、提出する条件は(一)一五年の二十一ヶ条取消、(二)一八年の軍事協定取消、(三)青島返還宣言の實行、(四)山東民政署の撤廃、(五)北方武人と日本とが私結した一切の借款・条約の取消、等六ヶ条であった。

大戦の終結とともに、協定存続の名目がなくなり、存続が問題にされ始めたので、両国陸軍当局者は、協定の有効期限として、陸軍軍事協定第十一条に曖昧に定めている「戦争終了ノ時」の規定を、「平和条約締結後、両国ガ批准シ、両国軍隊ガ中国国境外カラ同時ニ撤退スル時」と、二月五日、両国陸軍の代表者東乙彦と徐樹錚の間で確認した。海軍協定についても同趣旨を発表した。

さらに協定は秘密であったが、漏洩により、締結当初より、正文とはほぼ同じ内容が両国で知られているから、未公表によって別に秘密が蔵されているかとの無用の疑惑を晴すべく、日本の陸軍部は賛成でなかったが、三月十四日には、陸軍・海軍とも協定内容を公表した。

軍事協定は二月二十日から上海で始った南北和平会議で大きな問題となってきた。南北和平へと気運は、一八年秋より官民の各方面で計画されだしたが、結局日本の提案もあって、十一月二日、イギリス・アメリカ・フランス・イタリア・日本の五ヶ国から、徐世昌へ南北和平の勧告案が出されたのが一つの契機となった。北京政府から総代表に旧交通系の朱啓鈴、広東軍政府から総代表に民党の唐紹儀らが決定し、二月二十日上海で会議が始った。冒頭、南方側は陝西問題即ち和議が始っているのに北軍が依然として于右仁の靖国軍を攻撃しているのを非難し、さらに先の軍事協定の存続期間の確認を知って、これは協定期限の事実上の延長であると憤慨し、さらに徐樹錚が、参戦借款によって参戦軍の編成を積極的に進めていることを非難した。会議は当初から頓坐した。四月八日の会議で、南方側は、軍事協定廃止の主張をなし、また難関の旧国会回復問題を

提議した。

民族自決を提案し、中国の主張に理解を示していたアメリカに対し、広東軍政府も四月二十三日、二十一ヶ条要求と日中密約の廃止につき、ウイルソン大統領に側面から援助を求めながら、中国はヴェルサイユ会議で山東省權益の返還を求めたが、四月二十九日、アメリカ・イギリス・フランス・日本の四大国会議は、ドイツの山東省の權益を日本に譲ることを決定した。この情報が五月初頭北京に伝った時、五月七日の国恥記念日に予定されていた国民運動を繰り上げ、北京大学生ら三千人が天安門前で示威行進を行い、交通総長曹汝霖邸を焼きうち、駐日公使章宗祥を傷つけた趙家楼事件がおこったのが五月四日、これがまさに五四運動の始まりであった。この時うち振られたスローガンの旗に、「青島を返せ」「二十一ヶ条廢棄」とともに「誓死不承認軍事協定」もあった。

三

五月十日に再会された南北和平会議で、唐紹儀は(一)ヴェルサイユでの山東問題解決法不承認、(二)一切の日中密約の無効の宣布、関係者の処罰、国民への謝罪、(三)参戦軍の撤

廢(四)督軍・省長の廃止、(四)旧国会の恢復等八条を要求した⁽¹⁰⁾が、朱啓鈴は拒絶した。唐は辞任し、朱も上海を去った。

朱のあと王揖唐が任命されたが、王は安福俱樂部の領袖でもあるので南方は承認せず、結局南北和平会議は五月十三日で実質的に決裂した。八条件は北方側は受入れ難かったが、南方側も個々には、唐紹儀ら民党、政学会、陸榮廷派には意見の相異があり、旧国会問題については民党は極力回復を主張したが、政学会は妥協案も考えていた。⁽¹¹⁾

五四運動はまたたく間に全国的に広がり、六月三日より始まる所謂三罷斗争の中で、再び運動が盛り上り、曹汝霖、章宗祥、陸宗輿(幣制局総裁)は罷免されたが、段祺瑞派は憤慨し、銭能訓総理も辞職させた。対ドイツ講和条約は六月二十八日ヴェルサイユで調印されたが、中国は国内世論に押され調印を拒否した。

内田外相は山東返還を声明しながら、中国側も日中間に締結した一切の協定を遵守するよう声明した。日貨排斥運動は依然として続行され、北京政府も抵制日貨の禁止を通電してはいた。

五四運動発生以来、各地で運動を展開している学生連合会の全国連合会籌備会も生れ、その名で、段祺瑞・徐樹錚

の統討を通電していたが、その全国学生連合会が、六月十六日上海で正式成立をみた。その全学連が七月二日に宣布した進行方針は「二十一ヶ条、軍事協約、その他一切の中日密約、未だ正式国会を通つてないものは有効と認めず」⁽¹²⁾とあった。

このような廃止への世論が高まる中で、この段階で、日本・中国両国の政府側での協定存廃に対する意向をみてみると、まず日本側は、協定の存続を必要と考えるので、廃止には反対であるとの旨を中国新聞は伝えている。⁽¹³⁾ 中国側の意向は、東少将が九月十日靳雲鵬の意見を聞いた所、靳個人は、該協定は大戦終了後の状況に合致せざるを以て別に便法を講じ、名実相伴う所の協定を設けることが時勢に順応する方便なり、と語ったという。⁽¹⁴⁾ 中国外交部側にも、軍事協定を廃止して別の協定締結の意見もあったが、段祺瑞は従来のをそのまま存続させる意向を強くもっていたという。⁽¹⁵⁾

さらに北京政府の中には、この協定があるために、イギリス・フランスの二国までが、この例をひいて中国辺境に活動せんとするの恐れもあり、速かに廃止を列国に宣言せよ、との意見もあるとのことであった。⁽¹⁶⁾ また総統府外交委

員会委員長汪大燮は、九月二十九日、徐世昌總統に協定廢止を建議した所、徐總統はその意を諒とするも、協定は先に徐樹錚と日本軍事当局者の間において、各国軍隊のシベリア撤退まで効力を有することに決定し、今俄かにこれが廢止は困難だとのべたので、汪は徐樹錚の該交渉は外交部、陸軍部の承認も得ず、全権委員の陸徵祥の承認もない一個人的契約に過ぎないと力説したので、徐總統は、本件を參謀部、陸軍部、辺防督弁署の再議に附せしむる事としたという。⁽¹⁷⁾ 協定廢止を求める世論の中で、廢止の困難な責任を、その有効期限をとりきめた徐樹錚に帰している訳である。

五四運動で糾弾された段祺瑞派の勢力挽回のため、徐樹錚はこの年六月西北籌邊使となり、さらに參戰軍の改称である西北辺防軍總司令となり、西北一帯の軍事・財政・民政の大権を与えられていた。そして段派の政客である龔心湛が安福俱樂部や徐樹錚の支持で内閣をつくると、四國借款団に対し、二四〇〇万円の借款を申入れた。南方側は段派の私腹をこやすものと抗議し、借款問題や日中協約問題で迫った。龔辞任のあと、陸軍總長靳雲鵬が總理になると、徐樹錚がこれに反対した。ここに靳・徐の軋轢、即ち

段祺瑞派の内訌がおこった。徐は当時西北籌邊使として庫倫にあって、蒙古自治取消、帰順請願をさせるなどしていたが、靳内閣を歓迎せず、靳は徐樹錚や安福俱樂部の専權に不快を抱く北方督軍に支持されていた。⁽¹⁸⁾

十月一日には、直隸・山東・河南・山西・江蘇・湖南各省の請願団代表が、徐總統に対し、山東主權未回復以前に日本と直接交渉しない、二十一ヶ条や軍事協定、その他各種の密約の取消を求めんとしたが、この時は徐總統は接見を許さず、警察は代表を拘禁した。⁽¹⁹⁾

七・八・九月、經濟界の不活発期に入つて、少し鎮静していた日貨排斥運動は、十一月中旬より又々高まりを示した。それは十一月十六日、福州で日本人や台湾籍民が、日貨検査の学生を襲撃し、中国人学生、市民や日本警官双方に十数人の負傷者が出る所謂福州事件がおこったからである。これは日本側の計画的挑発行為ともいわれ、十一月二十三日上海で全国各界連合会が抗議集会を開いたのを始め、十二月七日には北京では各界から数万余を集めて國民大会が開かれ、日本領事更迭、謝罪、懲凶等八ヶ条を要求し、殆んど全国の主要都市で抗議行動が行われ、⁽²⁰⁾ これで再び盛り上つた反日運動に対し、日本による嚴重取締要求

と、北京政府による抵制日貨禁止の通電が繰り返された。

また唐紹儀は、十二月二十九日、軍政府に軍事協定取消が南北和平会議再開の前提条件であると打電していた。

四

翌一九二〇年一月十日、ヴェルサイユ条約は発効した。

ところが、その直後の十九日に、日本は中国に対し、山東主権返還問題で日中直接交渉を申入れた。この日本の直接交渉要求に対し、各界から、全国から反対の声が上つてきた。

もともと中国側には、山東主権を日本がドイツから継承するのは不当で、しかもそれは日本から中国へ返還されるのではなく、ヴェルサイユ講和会議から中国へ返還されるべきとの考えがあったのである。そして中国がヴェルサイユ条約の調印拒否後の方法としては、追加調印、結成が予定されている国際連盟への提訴、直接交渉の三つが予想されていた。

まず広東軍政府は一月二十三日、北京政府に対し、直接交渉は、中国が調印を拒否した趣旨に反し、国権に係ること重大であり、国際連盟に提訴すべきであると反対を通電

した。

上海では江蘇教育会など各団体が一月下旬相ついで直接交渉拒否や国際連盟への提訴を求める電報をうった。一月三十一日には全国各界連合会、全国学生連合会、上海各界連合会の三万人の集会があり、旗幟に「反対直接交渉」「打破頑強軍閥」「廢除二十一条」「取消軍事協定」「廢除中日間亡国条約」等があった。二月十日には直接交渉に反対し、一日罷市した。

天津でも一月二十七日、卞蔭昌、宋則久らが指導者となり、南開学校学生らを中心に、直接交渉と福州問題とで国民大会を開き、示威行進して、当日は事なく解散したが、翌々二十九日午後、再び学生約二千、多数の群衆が加わり、同件で省長に会見を求めたが、省長の面会がなく、衝突事件がおこり、学生側に周恩来ら四名の逮捕者と少からぬ負傷者を出した。

山東省議會、濟南各界連合会、山東学生連合会も一月三十一日、国際連盟へ提訴の意見書を出していた。同日、北京でも北京大学等四十余校の万余の学生が、雪の中を、直接交渉反対、天津学生救援を呼びつつ「秩序斃整」に示威行進をし、市民を感動させたという。

二月六日、広東軍政府は再び直接交渉反対の打電をし、翌七日には、軍事協定取消を打電するなど、こうして直接交渉反対運動が、全国から、各界から起る中で、軍事協定廃止が再び重要な課題として浮び上ってきた。反段祺瑞派にとつては、安徽派に対する軍事的・財政的援助をたち切ることが、段祺瑞打倒の条件であり、また大戦終了後も口実となっていたシベリア出兵も、日本を含む各国軍隊が撤退を開始し、軍事協定存続の理由がなくなっていたからである。

北京政府はこれら直接交渉反対運動に弾圧策をとりながら、世論に押され正式決定はできず、日本に対して曖昧な態度をとり続けた。じらされた日本は、二月十九日に九〇〇万円の応急借款を与え、北京政府へテコ入れしたり、四月には二回、直接交渉を督促したが、北京政府は福州問題で、懲凶・謝罪・賠償を求め、この件で会議開催を要求するなど、福州問題を先にし、直接交渉問題を後廻しにして避け続けた。

一方、北京政府も、先の広東軍政府の軍事協定廃止の要求に対しては、靳雲鵬総理の名で、我国も各国と同一の行動をとり、その全軍隊のシベリアより撤退の時をまつて、

軍事協定の効力を停止すると宣言していた。⁽²⁸⁾ 各国の全軍隊の撤退の時をまつてという所に含みがあると思う。

また一方、日本でも、四月上旬、小幡公使は内田外相にあって、南北統一の障害は主として軍事協定にあり、北京政府に於て該協定を廃止すれば、南北和平会議も再開し、統一問題も解決し、又該協定は中国の世論も呑んばしくなく、むしろ廃止して種々誤解をとかれるよう、日本政府から北京政府へ声明せられるよう、上申しつた。⁽²⁹⁾

四月三日より各省の代表七十名を集め討議を始めていた中華民国学生連合会は、四月十日に、北京政府に対し、直接交渉中止と、軍事協定廃止を要求し、四日内に回答せねば、十四日より全国学生の同盟休校を実施すると「最後の忠告」を通知し、それについての対外宣言書を公布した。

この全国学生連合会の「最後の決戦」たる十四日の上海公共体育場での罷課学生による集会は、五十三校、八千人にのぼったが、⁽³⁰⁾ 同盟休校の手段については、学生の間にも批判の声があり、必ずしも一致しなかった。

それに伴う日貨排斥運動については、学生側は積極的に唱道したが、商人層は消極的であり、日貨検査をめぐっては両者は対立し、安慶では負傷者を出す衝突事件までおこ

り、⁽³²⁾ 学生側はだんだん孤立していった。

学生運動を政争問題に利用する孫洪尹一派の策動とする観測もあったが、各界は今回の学生運動に余り同情を示さず、⁽³³⁾ その同盟休校を有害無益な自殺的行為だと非難する声もあり、とりわけ政府の意向をうけ、五月六日、学生連合会本部がフランス租界当局によって閉鎖されたことは大打撃であった。五四運動一周年と五月七・九日の国恥記念日にかけて、学生が最後の努力を試みたが、九日は「駁回日本通牒」「廢除軍事協定」「力争外交」等の伝単を商店に配布するだけで、市内は平靜、学生らは蠢動すべき何等の機会を得る能わずといひ、学生らが少からず期待した労働者も、学生に対し甚だ冷淡で、今次の学生運動は全く失敗に帰したと報告されている。⁽³⁴⁾

しかし運動は各地に波及した。蘇州学生連合会も直接交渉拒否、中日密約廢棄、天津学生釈放を求め、四月二十七日より二週間の同盟休校の決議を行い、⁽³⁵⁾ 南京でも同盟休校に入った学生二千名は四月十九日、国旗、校旗とともに「取消軍事協定」「廢棄密約」と大書した旗をおし立てて示威行進を行い、⁽³⁶⁾ 五月上旬でもなお四千人が同盟休校を続けていたという。⁽³⁷⁾

こうして一週間ほどの間に、浙江・安徽・河南四省、十の主要都市の学生連合会が同盟休校の決議を行った。

だが、済南学生連合会が、五四記念会開催の後、同様の旗をかけた示威行進したが、五月七日国恥記念日の会は、前回よりさらに静隱にして学生らの意気また頗る拳らざるもの如し、と報告されているように、⁽³⁸⁾ 学生の内部にも同盟休校収拾の意見も出てきて、とくに浙江督軍盧永祥が、その運動の高揚をみて、四月二十二日軍隊に武力弾圧を命じてからは、動揺を来し、北京政府も四月下旬、学生の要求を或る程度いれて直接交渉拒否の姿勢を示しながら、学生運動に対して干渉し出した。慮による武力弾圧は、一方で学生を憤慨させ、さらに参加する都市をふやし、学生は再三ゼネストを呼びかけたが、結局、商人、労働者は、一部・一時期を除いて立上らず、ついに三罷斗争は実現されなかった。

こうして干渉と弾圧の中で、同盟休校宣言より一月後の五月十四日の同盟休校の解除、十七日からの登校を発表せざるを得なかった。⁽³⁹⁾ 結局学生は政府・軍部の取締弾圧に屈した。しかし、北京政府も、学生を中心とした各界の要求をいれ、五月二十二日には、直接交渉の正式拒否を宣言せ

ざるを得なかった。

広東軍政府は南北和平會議再開の条件として、協定の廃止を要請しており、小幡公使も、これが疑惑の種となり、南北統一の阻害となつてゐるので、日本政府も然るべく考慮するよう上申してゐた。

しかし、南方では内部対立は深まり、政学会と唐紹儀は分裂・反目してゐた。旧国会回復を唱える孫文が、王揖唐の仲介で、段祺瑞一派と接近した事実もあるといひ、孫文・唐紹儀・伍廷芳・唐繼堯の四総裁が、六月三日、広州已に無政府、無国会、合法代表たらず、軍政府未完備前にあつては、一切の北方との議和事宜は、暫く唐紹儀総代表より談判・処理し、但し北方政府は対日密約を宣布し、軍事協定無効を声明するを要義とす、と宣言した。六月六日陸榮廷らは、孫文らを段祺瑞らと勾通してゐると非難し、唐紹儀を温宗堯にかえるよう、四総裁宣言無効の声明を出すのと、六月十四日辺防督辦処は、軍事協定廃止を宣布し、孫文らに南北和平會議を開くよう好意を示したといふ。

段祺瑞らは何としても軍事協定を存続させたかつた。規定では有効期間を「平和条約締結後、両国が批准し」とあり、中国は調印そのものを拒否してゐるので、もとより批

准はありえず、従つてその条件が充されてゐないのも口実であつたが、この年七月、安直戦争に安徽派が敗北してその基盤が失われた。

これより先、段派は分裂し、安福俱樂部の靳内閣反対運動は公然と続いていた。王揖唐や段祺瑞を靳に代えようとした。これに直隸督軍曹錕が反対し、張作霖も同調した。さらに河南督軍を段派にかえんとする河南督軍更迭問題がおこり、直隸派の呉佩孚が反対し、ここに段派に対する奉天三省・直隸五省の八省同盟がなり、奉天派・直隸派は提携した。張作霖はもともと段派であつたが、反徐樹錚から靳支持へ廻り、直隸派に接近した。五月靳は辞任し、あと段の出馬の動きが出てきた。六月二十二日、呉・曹・張は所謂保定會議を開き、西北籌邊使の廃止、西北辺防軍司令徐樹錚の更迭、安福派三閣僚の罷免などを決めた。徐世昌総統は徐樹錚の罷免と辺防軍の陸軍部移管を命令した。段派は激怒し、定国軍を組織し、段自ら総司令、徐を参謀長にし、七月十四日安直戦争となつた。戦闘は四日間で、安徽派は大敗し、八月段は引退、徵罪令の下つた徐樹錚ら九名は日本公使館に逃げ、安福俱樂部も解散を命ぜられた。

ここに、軍事協定の積極的存続派が完全にその軍事的・

政治的勢力を失い、その基盤が消滅した。同時に同月新内閣が復活した。

孫文・唐紹儀・伍廷芳・唐繼堯は七月二十八日、護法・救国を貫徹するを宣言し、北京政府が軍事協定及び二十一ヶ条をまず廃棄するなら、南北和平会議は再開されるであろうと宣言した。

五

日本でもはや協定は廃止せざるを得ないと認識していたが、在北京の坂西少将が靳雲鵬総理と会談した際、靳は軍事協定は「貴国ヨリ自動的ニ其ノ取消ヲ声明セラレンコトヲ希望ス是レ貴国ノ為ニモ有利ナリト考フ」との考えを伝え、坂西もそれに同調した意見を上申した。⁽⁴⁵⁾しかし日本参謀本部はこれを検討の結果、それを全く逆にして「軍事協定ハ帝国ヨリ進ンテ廃止ヲ提議スルコトナク支那側ノ提案ヲ待ツテ承諾ヲ与フ」との意見をまとめて閣議へ提出し、閣議はその線にそって九月十七日閣議決定を行った。⁽⁴⁶⁾

これはそもそも協定締結交渉当時、日本側がより積極的であったが、田中義一参謀次長が、在北京の日本武官に対し、協定締結を急ぐこと、できれば中国側より発意させること

を訓令していたことと軌を一にする。日本は一貫して軍事協定締結・廃止の発議者を中国側にせんとしていた訳である。

軍事協定廃止への事務上の手続きはやや複雑であったが、あと重要なことは、廃止に伴ってその影響する所をでき得る限り少くすること、それ以外の既得権は守ることで、北満州の駐兵の件は軍事協定とは無関係であるので、協定廃止の際にも駐兵の必要な所以を中国側に了解させること、即ち、東支鉄道沿線及び日本駐兵権の確保について、外交部及び張作霖との了解をとりつけることであった。⁽⁴⁷⁾

陸軍大臣より東少将に「戦争状態終了ノ時期ニ達シタル覚書」の交換をなすよう訓令し、⁽⁴⁸⁾海軍も同様の手続きをふませついで小幡公使は外交総長顔惠慶との間に、一月二十八日、日中軍事協定廃棄に関する公文の交換を終えた。ここに二年八ヶ月余に及ぶ日中軍事提携の一環は消滅した。時の國務院総理兼陸軍総長は靳雲鵬で、その靳はそもそも陸軍軍事協定の調印者でもあった。

六

一九一八年五月に締結された日中共同防敵軍事協定は、

長い日中關係史の中で唯一締結された軍事協定、即ち同盟關係であつた。元來同盟關係なるものは、当事者國の國民的連合、友好の上に成立つ筈であるが、日中軍事協定はそういう連合・友好・連帯を基盤として成立つたものではなく、兩國の一部の為政者の思惑から出たもので、むしろ逆に、非友好なものとして、日本の段祺瑞支援を通じて中國を支配することに利用されるものとして、とりわけ中國で猛烈な反對運動をおこす原因となり、それが結果、五四運動を引き起す基盤をつくつた。それは五四運動を進める中で、或いは五四運動勃発で國民が自覚した反帝・反封建運動の力量、即ち、その成果といつてよいと思うが、それによつてこれを廢止にもちこんだのである。山東問題解決までにはもう少し時間を要し、二十一ヶ条廢止までは更に時間を要したから、五四運動を呼び起す原因の一つをつくつた軍事協定を廢止して、一応の目標を達成するのが、二十一年までの五四運動だつたとも考えられる。

これを廢止に追いつめた力は、基本的には學生・一般國民の力であつた。段祺瑞らは何としても軍事協定を存続させたかつたし、型をかえてでも別のものを考えたが、その企圖をも打ち碎き、存続を許さなかつたのは、學生・一般

國民の世論であつた。彼らは常々廢止の声をあげていたが、とりわけ南北和平會議、福州事件、直接交渉反對運動の時、波状的に廢止への世論を盛りあげ、その際、これと関連する日貨排斥運動では、商學即ち商人と學生の対立はあつたものの、協定廢止では一致し得て、廢止に追いつめていった。

南方勢力は、軍事協定に一貫して反對した。彼らは締結時より反對し、事あるごとに廢止を主張したのは當然であつた。一方で段祺瑞の受入れる様々な西原借款が南方勢力彈圧に流用され、參戰借款により編成された參戰軍が、南北和平會議の頃でも利用されるなど、軍事協定の中で南方彈圧は進められており、孫文らの民黨や、西南軍閥にとつては反段の立場から當然反對であつた。

しかし、その南方勢力・広東軍政府の中でも、様々の勢力があり、西南軍閥も大広西主義を抱く陸榮廷一派と、唐繼堯らの雲南派は分裂し、孫文・唐紹儀らの民黨、岑春煊らの政學會、これらは時に対立、時に離合し、時には北方勢力と接近するものもあり、協定廢止では一致しても、南北和平會議で旧国会問題では意見を異にするなど、複雑な様相を呈していた。

それは北京政府・北方勢力の中でも同様で、様々の党派があり、馮国璋、曹錕らの直隸派、徐世昌派、梁啓超らの研究系、交通系が分極して梁士詒・朱啓鈴らの旧交通系と、曹汝霖・陸宗輿らの新交通系等の活動勢力があり、後には段祺瑞らの安徽派、徐樹錚・王揖唐の安福俱樂部などが勢力をもつてきて、対立・反目をしていた。五四運動はもともと反段祺瑞、反親日派、反新交通系運動の性格をもつていたが、和平會議以降は、とりわけ軍事協定をあくまで存続させようとする段祺瑞・徐樹錚に対決する側面が強かった点が特徴的である。

それを追いつめた勢力はもとより学生・国民一般であったが、また一方、北方勢力の中での中心である段派の中にも、反段祺瑞派が形成されており、それが一翼を担っている点が目されねばならない。即ち、かつて段祺瑞の四大金剛といわれたうちの二人、徐樹錚と靳雲鵬の対立である。つまり段派の内訌が段祺瑞・徐樹錚没落の一因にもなった。

徐樹錚は靳内閣成立には反対で、両者は対立した。陸軍軍事協定を調印したのは靳雲鵬で、その靳のち総理兼陸軍総長の時、協定が廃止になったのは、批判の多い軍事協

定を、調印者自身の自己の責任において廃止したのではないのは、日本より廃止を發議させようとする靳の談話からも窺えることで、むしろ軍事協定の積極的存続派である段祺瑞・徐樹錚に反対する立場からであろうとも思われる。段・徐勢力崩解の後に廃止にふみきり、その復活は完全にたたれた。

その段・徐の軍事的・政治的基盤の崩解を決定づけたのは安直戦争による敗北であるが、その原因の一つは、もともと段祺瑞派であった張作霖を直隸派へ接近せしめたことであり、さらにその原因は、張を反徐樹錚の立場から、靳雲鵬支持へ廻らせたからである。つまり北方勢力の中の権力争い、政争という側面は無視できない。

日本の当時の原敬内閣の対中国政策は、一般に不干渉主義といわれ、一般には好評でもって迎えられてはいる。確かに原内閣は、寺内内閣の新大陸政策とか援段政策といわれる露骨な或いは強引ともいふべき政策には批判的であったようである。しかし、それは表面上のことであって、基本的に前内閣と変らないもので、段祺瑞への軍事的・政治的支援を通じて日本の勢力を扶植していたのは同じで、そのためにも軍事協定も存続させたかったし、それが不可能

であれば型を変えたものを企図していた。そのもとにあった日本軍部も当然同様に考えていた。直隸派がはっきりイギリス・アメリカに支持されている以上、それに対抗すべく段祺瑞を通じ、代理戦争を行う軍閥を確保しておきたかった。しかし安直戦争での段・徐の没落という状況の中では、支援する対象を失い、世論の批判もあるので、やむなく廃止せざるを得なかったが、他の既得権への影響は極力さけるべく努め、また廃止への発議も、中国側からの発意にして、その責任を回避するまでの細い配慮もしていた。

原敬内閣の对中国政策も更に検討する必要があると思う。

五四運動を考える場合、その始りの時期を文字通り狭義に解釈して一九一九年五月四日としても、その終りの時期については、一九二一年一月軍事協定廃止の頃におくのが妥当でないかと思う。五四運動が反段祺瑞、反安徽派運動の性格をもっているとするなら、その没落を決定づけるのは二〇年七月の安直戦争で、実質それによって段派は崩解したが、五四運動の過程でおこった福州事件が、日本の謝罪・賠償で最終的に解決するのは、二〇年十一月十二日までを要し、五四運動の直接の背景をなした軍事協定が最終的に廃止・消滅したのが二二年一月、その時を終りの時期

とするのが適当なように思う。

軍事協定廃止の過程を、五四運動の中で追ってみたが、更に時の権力との係りを深めて検討しなければならないと思う。

〔注〕

- (1) 拙稿「五四前夜の日中軍事協定反対運動」『奈良史学』第三号 一九八五年十二月
- (2) 笠原十九司「パリ講和会議と山東主権回収運動」(中央大学人文科学研究所『五四運動史像の再検討』第二章 一九八六年三月)
- (3) 『民国日報』一九一八年十一月十七日
- (4) 『日本外交文書』大正七年 第二册上巻(以下この場合二ノ上と略記する) 第三九四号文書
- (5) 外務省保管松本忠雄記録(以下、松本記録と略記する)「日支軍事協約一件」(以下この項を省略する)林公使より後藤外相宛 大正七年五月二十二日(以下 大正を省略する)
- (6) 『民国日報』一九一九年二月四日
- (7) 外務省保管文書「日支軍事協約一件」(以下この項を省略する)一九一九年二月五日調印
- (8) 松本記録 内田大臣より在支小幡公使宛 八年三月八日
- (9) 藤井昇三「孫文の研究」とくに民族主義理論の発展を中心として」一九六六年四月 一二二～一二四頁
- (10) 『東方雜誌』第十六卷第六号 中国大事記
- (11) 平川清風「支那共和史」大正九年九月 六九九～七〇四頁

(12) 『五四愛國運動資料』六一一頁 『民国日報』一九一九年七月二日より連日「学生連合会緊急啓事」としてのせている。

(13) 外務省保管文書 内田外相より小幡公使宛 八年九月三日

(14) 同右文書 東少将より陸軍総長宛 八年九月十一日

(15) 松本記録 在北京東少将より参謀次長宛 八年九月十三日

(16) 松本記録 在北京東少将より参謀総長宛 八年九月二十日

(17) 外務省保管文書 天津軍司令官より陸軍総長宛 八年十月一日

(18) 平川前掲書 七四七～七五三頁

(19) 『東方雜誌』第十六卷第十一号 中国大事記

(20) 同右誌 第十七卷第一号 中国大事記 『日本外交文書』大正八年 二ノ下 第一〇一四号文書

(21) 『東方雜誌』第十七卷第四号 中国大事記

(22) 『民国日報』一九二〇年二月一日

(23) 外務省保管文書 在天津船津總領事より内田外相宛 九年一月二十九日

(24) 同右文書 在天津船津總領事より内田外相宛 九年一月三十一日 王貞儒「五四運動中三箇激烈的斗争」(『五四運動回憶錄』下冊)

(25) 『民国日報』一九二〇年二月一日

(26) 味岡徹「五四運動における民衆闘争」(『講座中国近現代史』4 一九七八年七月)

(27) 『外交文牘』二「福州中日人民闘争案」 外交陳次長致日本小幡公使節略 一九二〇年三月十三日

(28) 外務省保管文書 東少将より参謀総長宛 九年三月二十四日

(29) 『日本外交文書』大正九年 二ノ下 第五五六号文書

(30) 『民国日報』一九二〇年四月十四日 外務省保管文書 在上海山崎總領事より内田外相宛 同日

(31) 同右紙 一九二〇年四月十五日

(32) 『東方雜誌』第十七卷第九号 中国大事記

(33) 外務省保管文書 在上海山崎總領事より内田外相宛 九年四月三十日

(34) 同右文書 在上海山崎總領事より内田外相宛 九年五月十日

(35) 同右文書 大和久領事代理より内田外相宛 九年四月二十一日

(36) 同右文書 在南京岩村領事より内田外相宛 九年四月二十三日

(37) 同右文書 在南京岩村領事より内田外相宛 九年五月七日

(38) 同右文書 在濟南森安總領事より内田外相宛 九年五月十日

(39) 『民国日報』一九二〇年五月十六日

(40) 外務省保管文書 小幡公使より内田外相宛 九年四月十八日

(41) 『日本外交文書』大正九年 二ノ下 第五五七号文書

(42) 平川前掲書 七三六～七三九頁

(43) 『民国大事日誌』『中華民国史事日誌』同日条

(44) 平川前掲書 七六八～七九頁

(45) 『日本外交文書』大正九年 二ノ下 第五六一号文書

(46) 同右書 第五六四号文書

(47) 同右書 第五八一号文書

(48) 同右書 大正十年 第二冊 第一七八号文書